

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年6月7日

宮城県中央信用組合

金融整理管財人

第1. はじめに

宮城県中央信用組合（以下「当組合」という。）は、昭和28年9月に設立された仙台商工信用組合を母体とし、その後東北信用組合、仙台市場信用組合と合併し、同60年商号を現在の名称に変更し営業を継続してきた（同62年には仙台食糧信用組合と合併）が、平成13年11月9日預金保険法第74条第5項に基づき金融庁に対し破綻の申請を行い、同日、同法同条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、その破綻に至った経過等につき本年2月8日、預金保険法第80条に基づき金融庁に対し報告書を提出いたしました。

本報告書は金融整理管財人が同法第83条に基づき行なった当組合の旧経営陣に対する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

第2. 理事等役員の責任追及に対する当管財人の取組みについて

1. 融資案件について

(1) 融資案件記録の徴求提出

金融整理管財人は、当組合から後記(2)の基準に従った案件について関係書類等を調査し、担当職員に融資手続きや内部規則(程)に関する概略の説明を受けるなどして問題点の整理・検討を進めてきました。

また、管財人2名、同補佐人2名及び組合職員4名の計8名で構成する責任追及委員会(以下単に「委員会」という。)を立ち上げ具体的検討を行ってまいりました。

(2) 問題案件の抽出

当委員会は、問題案件を原則として償却済債務者の中から下記の基準で抽出した19件についてこれを精査・検討することとし、特に疑念があると思われる案件については別途個別的に協議・検討を行いました。

- ① 平成4年4月1日以降の貸出でかつ②以下の基準に添ったものであること。
但しそれ以前の貸出であっても、②以下の基準に合致し、かつ問題があると認められるものについては調査対象とする。
- ② 当初貸出額の合計が1億円以上であること(破綻原因の1つに主要業態である建設業、不動産業に対する貸出金の不良債権化が進んだことが挙げられ、その貸出額が1億円を超えている案件が殆どであったことによる)。
但し、当初貸出額の合計が1億円未満であっても、償却年度までの期間が3年以内のものである場合には調査対象とする。
- ③ 償却額が1億円以上であること。
但し、償却額が1億円未満であっても、償却額が当初貸出額(額を問わない)の70%を超える場合には調査対象とする。

(3) 調査における着眼点

当管財人は、精査、検討するにつき次の各点に留意しました。

- ① 借入金の使途先、使途方法は明確であったか。借入申込書記載通りに使用されていたか。
- ② 融資に当って担当理事等役員及び担当職員と借主との間に情実等はなかったか。
- ③ 本部決済規程（融資権限規程）違反はなかったか。
- ④ 融資限度額を超えた貸付はなかったか。
- ⑤ 担保物件は徴求していたか。その評価は適切であったか。
- ⑥ その融資に関し、特別背任罪、背任罪、その他刑事事件にわたるような徴憑等はなかったか。

(4) 調査結果

- ① 現在までの調査では資金使途はほぼ明確であったし、担当者等との情実の存在も窺われず、本部決済規程違反は発見されていない。

また、担保評価については、例えば抵当権付証書貸付の場合、路線価や近隣の取引事例を参考にした不動産の価格を算出し、当組合の規定により掛目を80%とした融資をしているが、結果的に（不動産競売事件における）不動産鑑定価格に比し15～20%程度高目の貸出がなされている例が多く見られました。

しかしながら、相当の範囲の担保は徴求しており、融資を承認した役員
の責任追及に至るまでの案件は発見されていない。

② 法定貸出限度額について

ア 結論

当組合には、1件を除いては法定貸出限度額を超える貸出は存しないが、当該1件については、今後更に継続して調査の必要があり、現時点では提訴を行うに至っていません。

イ 理由

- 協同組合による金融事業に関する法律（以下単に「協金法」という。）第6条第1項が準用する銀行法第13条第1項の規定に伴う信用組合基本通達（昭和43年8月31日蔵銀第1350号）によると、同一人に対する貸出金の限度額は、当該信用組合の出資額、組合員勘定に属する準備金の額、引当金の額の合計額の100分の20に該当する金額（以下後記改正後の貸出限度額とあわせて「法定貸出限度額」という。）か8億円かのいずれか低い額を原則とするとされ、平成10年12月1日に施行された「金融システム改革関連整備法」及びこれに伴う改正協金法施行令第3条第7項によると、1先に対する貸出しの限度額は自己資本比率を算出する際の自己資本額の25%（同一人自身＝単体）又は40%（受信側合算）とされた。

- そこで調査したところ、実質子会社たる別会社名義で融資を受け、これを親会社が流用することによって親会社の融資限度額の制限を回避するという、いわば融資限度額違反の脱法をなしていたのではないかと懸念される案件が1件存するが、当該案件については今後も更に調査継続の必要があり、現時点では提訴を行うに至っていません。

2. 理事との自己取引について

(1) 結論

理事と組合との契約（以下単に「自己取引」という。）については、中企法第38条及び当組合理事自己契約専決規程に違反するものは発見されていない。

(2) 理由

- イ. 自己取引については、中企法第38条により理事会の承認が必要とされているところ、不動産の売買等貸出以外のそれは在しなかった。
- ロ. 当組合における理事等に対する貸出案件を調査したところ、いずれも事前に理事会の承認を得ており、不適切なものは発見されなかった。

3. 有価証券評価損について

- (1) 当組合の13年3月末時点における有価証券評価損は合計3億6253万円（内株式1億5541万円、証券投資信託2億0787万円）となっており、有価証券の購入及び売却が適切であったか、更にはその手続きが内部規則（程）等に則った適切なものであったかにつき、検討を行った。

(2) 検討結果

当組合の余資運用規程によれば、余資運用専門委員会を月1回開催し、余資運用に関する必要事項を理事長に答申し、担当者はその答申に従い運用を行うこととなっていたが、同委員会が開かれたのは年1回程でかつ現況報告に終始し、実際には理事会において有価証券運用方針が検討され、それに従った運用がなされており、同委員会は機能していなかった。

しかしながら、実質的には理事会において同委員会の果たすべき役割は機能していたと思われ、また、評価損の原因は株価の下落等によるものであり、現在までの調査のところ、特段問題のある取引は発見されていない。

4. 違法配当の有無について

平成8年以降当組合の配当率は毎年1%ずつ下がっており、当期利益がマイナスに転じた同11年以降は無配となっている。

この点に関し、平成7年以降の決算速報その他関連の経理帳簿等を検討し、職員に事情を聴取するなどして調査したが、いずれも適切な処理がなされており、違法配当の所在を窺わしめる徴憑は発見されていない。

第3. 理事等役員の刑事責任について

以上調査したところからすると、当組合においては融資案件に関し担保評価等やや甘めのまま貸出が承認されている案件が少なからず存したとの印象は受けたものの、明白な背任罪（刑法第253条）、業務上横領罪（同法第253条）に該当するものや違法配当はなく、営業の範囲外における投機的取引（中企法第112条1項）行為も発見されず、現時点においては刑事責任の追及事案としての案件は発見されておられません。

第4. むすび

以上、当金融整理管財人としては理事等旧役員に対する刑事責任及び民事責任の追及をなしうるか否かについての調査報告を行いますが、同結果に基づき、責任追及の是非及び可否について判断するには、更なる調査・検討が必要であり、当組合は、平成14年6月17日を以って事業譲渡予定であることを鑑み、それまでに結論を出すのは困難な状況であります。

よって、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討がなされますよう、当管財人らが行った調査に関する関係資料を同社に引き継いだうえ、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡致します。